

## 住居確保給付金の求職活動要件整理表

### 【離職、廃業、休業等(就労を目指す者)の求職活動等要件】

- ① (申請時等)公共職業安定所等への求職申込み
- ② 京都市社会福祉協議会での相談(月4回以上)※
- ③ 公共職業安定所等での職業相談(月2回以上)
- ④ 企業等への応募(原則週1回以上)
- ⑤ プランに沿った活動(家計相談等への参加など)

### 【休業等(事業再生等を目指す者)の求職活動等要件】

- ①' (申請時等)経営相談先への相談申込み
- ②' 京都市社会福祉協議会での相談(月4回以上)※
- ③' 経営相談先での経営相談(原則月1回)
- ④' 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組(月1回以上)
- ⑤' プランに沿った活動(家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など)

※相談について、少なくとも1回は対面としつつ、郵送や電話での支援も可能です。

受給者の状態	支給期間中の求職活動等要件		
	1～3ヶ月	4～6ヶ月	7～9ヶ月
・離職、廃業 ・休業等(就労を目指す者)	①②③④⑤	①②③④⑤	①②③④⑤
・休業等(事業再生等を目指す者)	①'②'③'④'⑤'	①'②'③'④'⑤'	